# 宮川圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

## 平成30年5月18日

## 宮川圏域県管理河川水防災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 気象庁津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所 三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局 三重県松阪建設事務所、三重県伊勢建設事務所

## 目 次

1.	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	協議会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	目的·····	3
4.	概ね5年間で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

#### 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。 また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数 の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね5年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、 東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川について も水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、宮川圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、気象庁津地方気象台、三重県、(オブザーバー:国土交通省三重河川国道事務所)が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、宮川圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた迅速かつ円滑な 避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担 や実施時期を示す「宮川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた 取組」(以下「取組」という。)をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

## 2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
伊勢市	市長
多気町	町長
大台町	町長
玉城町	町長
度会町	町長
大紀町	町長
南伊勢町	町長
気象庁津地方気象台	台 長
国土交通省三重河川国道事務所	所 長
三重県 松阪地域防災総合事務所	所 長
南勢志摩地域活性化局	局 長
松阪建設事務所	所 長
伊勢建設事務所	所 長

#### 3. 目 的

#### 協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとすることを目的とします。

#### 目的達成のための取組項目

今後概ね5 年間で以下の項目に取り組みます。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 的確な水防活動のための取組
- 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

## 4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

#### 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	ロ / ガル・フル・ 本 / エー・			_ /= // ==
番	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
号				
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険水位等の情報を県と市町が共有する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	毎年、継続して実施	三伊多大玉度大雪勢気台城会紀町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
	・洪水時に市町長が行う避難勧告等の発 令の判断を支援するホットラインを 運用する。		平成 29 年 度から実 施	三重県 伊勢市 玉城町 度会町 大紀町
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年 出水期前 までに水 害対応タ イムライ ンを作成	三重県 伊勢市 玉城町 度会町 大紀町
3	【水害危険性の情報共有】 ・市町が洪水被害等の危険性を意識している河川について、水害危険性(浸水状況等)を確認・周知する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	随時実施	三重県 伊勢市 大台町 玉城町 度会町 大紀町

4	【隣接市町による避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所を収容できない場合などにおいては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。	全ての地区	平成 33 年 度までに 実施	伊勢市 多気台町 大紀町町町町町町町 (実施済み)
5	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるように避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年 度までに 実施	三重県 伊勢市 大台町 度会町
6	【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】 ・浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 ・浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 30 年 度に実施	三重県
7	【内水浸水想定区域図の作成】 ・内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。	宮川 五十鈴川 大堀川 外城田川	平成 33 年 度までに 実施	伊勢市 多気町 大台町 玉城町 度会町
8	【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保 し、水害による被害の軽減を図る。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年 度までに 実施	伊勢市 多気町 玉城町 度会町 大紀町

9	【浸水実績等の周知】 ・地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるように支援する。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	平成 31 年 度までに 実施	三重勢一多大玉度大玉度大
10	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、 水害から身を守る力を育むための防 災教育を実施する。	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三伊多大玉度大南県市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
11	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むため防災訓練を 実施したり、災害・防災講習等をおこ なう。	宮川 大学 大城 伊勢路川 伊勢路川	随時実施	三伊多大玉度大南里,市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
12	【水位、雨量情報のさらなる周知】 ・テレビのデータ放送や「防災みえ.jp」による水位情報・雨量情報の提供状況を広く周知し、住民の避難などに役立ててもらう。		平成 30 年 度に実施	伊勢市 多気町 大紀町 大紀町 三重台町 玉城町 (実施済み)
	・新たな情報提供手段についても検討を 行う。		平成 32 年 度に実施	度会町

13	【危機管理型水位計及び量水標等の設置】 ・水防団等が現地の出水状況を把握できるように危機管理型水位計や量水標等を設置する。	宮十鈴川 大内堀川 大堀川明田川 伊勢路 ほか	要請に応 じて実施 検討	三伊多大度大玉南里勢気台会紀城伊朝田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
14	【防災気象情報の改善】 ・大雨 (浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにする	全ての地区	平成29年7 月から実 施	津地方気象台

## 2) 的確な水防活動のための取組

	ロブル氏(ひょ)「い)」「ローヨリウン」「このフランカス小口	1		
番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
15	【重要水防区域の点検・見直し及び水防 資機材の確認】 ・関係者と重要水防箇所や危険個所の情 報共有を図る。 ・水防資材の備蓄情報の共有を図る。	宮川 五十鈴川 大内山川 大堀川 外城田川	毎年、継続して実施	三重県 伊勢気町 多会台町 玉城町 大紀町
16	【水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)】 ・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施する。	多 気 大 玉 城 町 世 大 大 東 大 南 伊 勢 町	随時実施	伊勢 特 等 大 玉 度 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
17	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。	各会場	随時実施	伊勢市 多気町 大会町 大会町 大神学町

	・迅速かつ確実に水位情報を伝達できる よう、洪水時を想定した洪水対応演習 を実施する。	毎年、1 河川を選 定		三重県 伊勢市 玉城町 度会町 大紀町
18	【水門開閉訓練の実施】 ・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るため水門開閉訓練等を実施する。	三重県 伊勢市 南伊勢町	随時実施	三重県 伊勢市 南伊勢町
19	【水防団間での連携、協力に関する検討】 ・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整をする。	伊多大玉度大南市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	随時実施	伊多大玉度大南勢気台城会紀伊動気台城会紀伊町町町町町町町町町町町町町町町町町町
20	【市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	対象施設	随時実施	伊勢市 大紀町 南伊勢町
21	【市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施する。	対象施設	実施済み	伊勢市 大紀町

## 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
号				
22	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(計画的な河川改修)】 ・整備計画の目標に対して流下能力が不足している箇所を解消するため計画的な河川改修を行う。	五十鈴川 大内山川	事業実施 中、継続し て実施	三重県

【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂 撤去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木 により、流下能力が低下している箇所 を解消するため堆積土砂の撤去、河川 内の樹木の伐採を実施する。 ・撤去箇所については、県と市、町で優 先度を協議しながら選定する。	伊多大玉度大南南町町町町町町町野野町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	状況により実施	三   三伊多大玉度大南重    三势気台城会紀境県市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
			大紀町 南伊勢町
	撤去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を解消するため堆積土砂の撤去、河川内の樹木の伐採を実施する。 ・撤去箇所については、県と市、町で優	撤去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木 名気町 大台町 により、流下能力が低下している箇所 大台町 を解消するため堆積土砂の撤去、河川 内の樹木の伐採を実施する。	撤去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木 タ気町 大台町 により、流下能力が低下している箇所 大台町 を解消するため堆積土砂の撤去、河川 内の樹木の伐採を実施する。

## 5. フォローアップ

毎年、出水期前に前年度の取組の進捗状況を確認し、出水時の対応について振り返り、次年度のフォローアップを行います。

必要に応じて取組の見直しを行います。